

国史跡を育む ー白河市天王山遺跡を事例にー

福島県文化財センター白河館(まほろん)館長 石川 日出志

【導入】 白河市天王山遺跡が昨年度国史跡に指定されました。この天王山遺跡がどのような遺跡なのかを紹介するとともに、今後、私たちの歴史文化遺産としてこの史跡をどのように育ていけばよいのか、県外のいくつかの事例を参照しながら、考えてみたいと思います。

1. 本日講演のポイント

- (1) 国史跡・白河市天王山遺跡はどのような遺跡なのか？
- (2) 国史跡は、日本の歴史を知る上で重要な文化財であると認定されて指定される。しかし、文化財として「すでにそこにある」だけでなく、今これから私たちが様々な価値を見出し「育てていくもの」だと思います。

2. 国史跡・白河市天王山遺跡

(1) 2021 (R3) 年 10 月 11 日国史跡指定：福島県内で 51 件目

「天王山遺跡は、阿武隈川左岸の標高 407m の独立丘陵頂上部に立地する弥生時代後期前半（1 世紀頃）の集落遺跡で、天王山式土器の標式遺跡として著名である。昭和 25 年、開墾中に発見され、開墾と平行して行われた発掘調査により多量の土器と石器、植物質遺物（炭化米、炭化クリ、炭化クルミ、炭化木皮、炭化草など）が出土するとともに、土坑や集石遺構、焼土遺構などを検出した。出土した多量の土器は、「天王山式土器」として設定されるなど、東北における弥生時代後期前半の標式遺跡として、その後の研究にも強い影響を及ぼすことになった。平成 28 年から 30 年にかけて、白河市が行った発掘調査で、複数の竪穴建物が検出されたことにより、長い間不明であった遺跡の性格が集落であることが明らかになり、弥生時代後期前半における集落の立地や構造、多量の植物質遺物から想定される生業や食生活など、当時の社会構造を知る上でも新たな知見を加えることができた。」（文化庁報道発表資料）

* 指定理由＝ ①.丘陵上に立地する弥生時代遺跡. ②.天王山式土器の標式遺跡. ③.1950 年調査成果が東北の弥生時代研究大きな影響を与えた. ④.近年の再調査で集落遺跡と判明. ⑤.植物質遺物から当時の生業・食生活が分かる. ⑥.以上のことから弥生時代後期前半の社会を知る上で重要な遺跡.

(2) 天王山遺跡の調査とその後

①. 1950 年の藤田定市氏（白河農業高校教諭）による発掘調査

- ・平地から約 80m も高い独立丘の頂部から多数の土器と植物性遺物、炉跡など発見.
- ・藤田氏の調査記録（遺跡測量図・土器実測図・報告書）の正確さは今も驚嘆に値する.

②. 同年、伊東信雄氏（東北大学教授）が「天王山式土器」を提唱

- ・戦前の青森県田舎館村遺跡・仙台市南小泉遺跡に次ぐ弥生土器. 正式調査では初！

- ・東北地方の弥生文化を初めて体系的に論じた。

- ①・②は東北の戦後考古学の本格的な始まりを告げるものであった。

③. 天王山遺跡の調査と研究は、当時の全国の考古学の動きと連動していた。

- ・戦後 1947～50 年の静岡市登呂遺跡の調査で弥生時代集落の全容が判明。その調査が新聞・ラジオで全国に報道され、自らの手で古代史を掘り出す喜びが全国に広まる。

- 日本全国で考古学や遺跡への関心が高まるきっかけの一つ。天王山開墾で土器が見つかったことが藤田氏にまで伝わったのもその一環なのでは？

- 全国学会＜日本考古学協会＞設立（1948.4.2）。全国で同種の動き。

- ・法隆寺金堂壁画の火災損傷（1949.1.26）を契機として、1950 年に文化財保護法制定（5.30 公布・8.29 施行）。遺跡発掘に関する法制度が整う。福島県内では、おそらく天王山遺跡 2 次調査が最初の正式調査では？

④. 調査後まもなく、天王山式土器は東北だけでなく北陸まで分布することが分かる

- ・東北だけでなく、北陸各地にも類例が分布すると 1950 年代に判明！

- （付）そのおかげで、私は高校 2 年生の秋に「天王山式土器」に出会い、突如考古学の道に進む（迷い込む）ことになりました。

（3）今、天王山遺跡と天王山式土器をどのように考えられているか、そして考えるか

- ①. 探求（研究）に正解はない。より確かに理解しようと考え、追い求め続ける。

②. 天王山式土器を、根本からもう一度考え直す。

- ・時期： 当初は弥生時代でも早い段階。しかし今は後期前半（AD 1 世紀頃）とみる。

- ・地域性： 1990 年代までは東北一帯でよく似るとみていたが、最近は地域ごとの違いが目されるようになってきた。

- ・逆転の発想： 「天王山遺跡の土器群を標準とする天王山式土器」自体を考え直す。

③. 天王山遺跡の再調査（2016～2018／H28～30）

- ・住居・炉跡などの遺構がよくのこり、各種遺構が重複する様子から集落遺跡だと確認できる。→ 1950 年調査以来の議論の蓄積と再調査成果から国史跡に指定される。

④. 天王山遺跡を理解する要点

- ・白河界限の弥生時代後期遺跡群の中の中心的なムラ。

- ・東北の弥生時代後期遺跡でもっとも多量の土器を出土した遺跡。

- ・天王山式土器分布圏の最南端に位置する。

- ・周囲から約 80m も高い独立丘の上に営まれたムラ。

- * 私見： 東北の南端＝関東方面との境界にある、防御性を備えた集落という面もある。

3. ＜国史跡を育む＞を考える

（1）国史跡とは： ＜文化財保護法＞による

- ・「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」（第 2 条）を「史跡に指定することができる」（第 109 条）

- ・国史跡指定遺跡の扱い・考え方は近年大きく変わった：

（2）史跡指定後の活用の考え方が変わった： ＜H30 文化財保護法改正＞

- ・かつて史跡指定は「文化財＝遺跡を破壊から守り保存する」ことを目的とした。
- ・「保存」から「保存と活用」へ、そして「地域社会のなかに活かす」へ＝＜育む＞

(4) 弥生時代の史跡：いくつかの事例を見てみましょう

- ・佐賀県：特別史跡・吉野ヶ里遺跡： 弥生時代を通じて地域の拠点。
県営工業団地計画から調査を経て保存を決定し、特別史跡へ。
吉野ヶ里歴史公園（国土交通省九州地方整備局国立海の中道海浜公園事務所）
- ・静岡市：特別史跡登呂遺跡： 弥生時代後期の稲作村落の全容を初めて把握した
大学と行政の共同から学会のプロジェクトにリレーして調査。そして史跡へ。
1999～2003 年度再調査で全面的に再整備。都市の住宅地帯にある。
静岡市登呂博物館併設
- ・新潟市：史跡古津八幡山遺跡： 弥生時代後期の大規模な高地性集落。
高速道建設等の土取り計画。山林の試掘で遺跡発見。市民・学会の取組で保存。
ガイダンス施設弥生の丘展示館併設

(5) 史跡の保存と活用を考える

- ①. 上の例を比較してみましょう：それぞれ特色がある
A：遺跡の調査と保存までの経緯
B：遺跡の規模と性格
C：史跡を取り巻く環境：環境（都市部～山林）のなかの史跡
D：史跡利用者層の広がりの違い
- ②. 史跡指定は「本質的な（歴史上・学術上の）価値」による。しかし活用はさらに広い。
史跡として保存されたことにより、史跡が存在する場がもつ多彩な文化財的価値もともに保存されたことに注目し、合わせて活用することが重要だと考えます。
- ③. そうした活用は自治体の担当部門・担当者だけでは困難。遺跡がある地域をはじめとするネットワークが必須。

(2) 国史跡・天王山遺跡の場合はどうのように考え得るのでしょうか

- ・天王山遺跡の本質的価値は、
 - ①.丘陵上に立地する弥生時代遺跡。
 - ②.天王山式土器の標式遺跡。
 - ③.1950 年調査成果が東北の弥生時代研究大きな影響を与えた。
 - ④.近年の再調査で集落遺跡と判明。
 - ⑤.植物質遺物から当時の生業・食生活が分かる。
 - ⑥.以上のことから弥生時代後期前半の社会を知る上で重要な遺跡。
 - ・保存と活用の際に、これら 6 項目の根幹をなすのは①の立地環境。天王山遺跡が存在する丘陵がもつ自然的・景観的価値を活かすことが大切でしょう。
 - ・しかも、天王山遺跡だけを切り取ったのではこの史跡は育たないでしょう。
- * どの分野であれ、学術的な掘り下げは当然専門家が先導するものの、その成果が社会に生きるには専門知だけでなく、それとは異なる社会の側の知との共同が必須であるとは、科学や医療の世界では広く認識されています。史跡などの歴史遺産を育み活かす場合も同様ではないでしょうか。

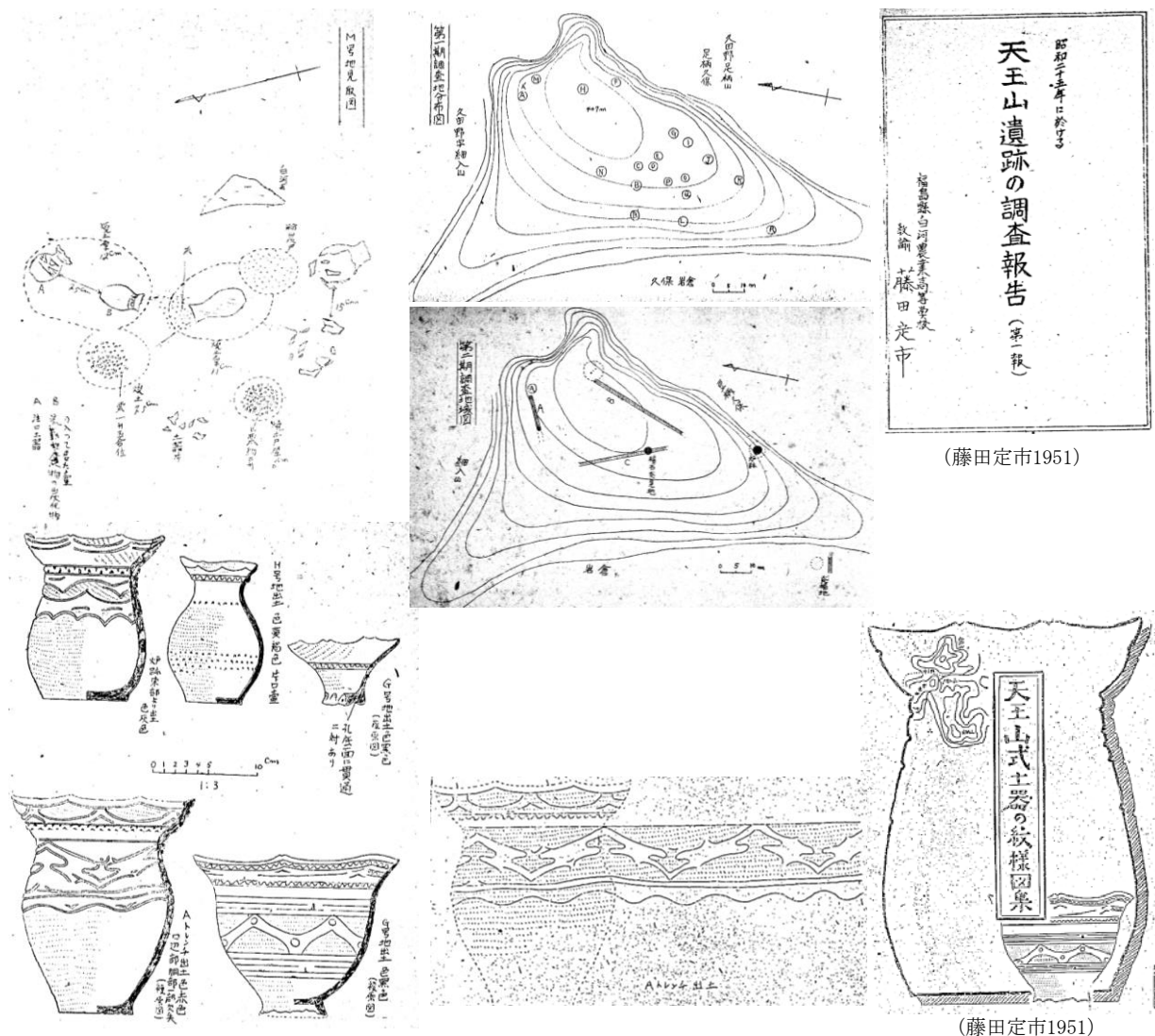


図1 1950年に白河市天王山遺跡を発掘した藤田定市氏による報告書
正確な遺跡測量図と土器実測図・展開図を孔版刷ながらみごとに表現した。

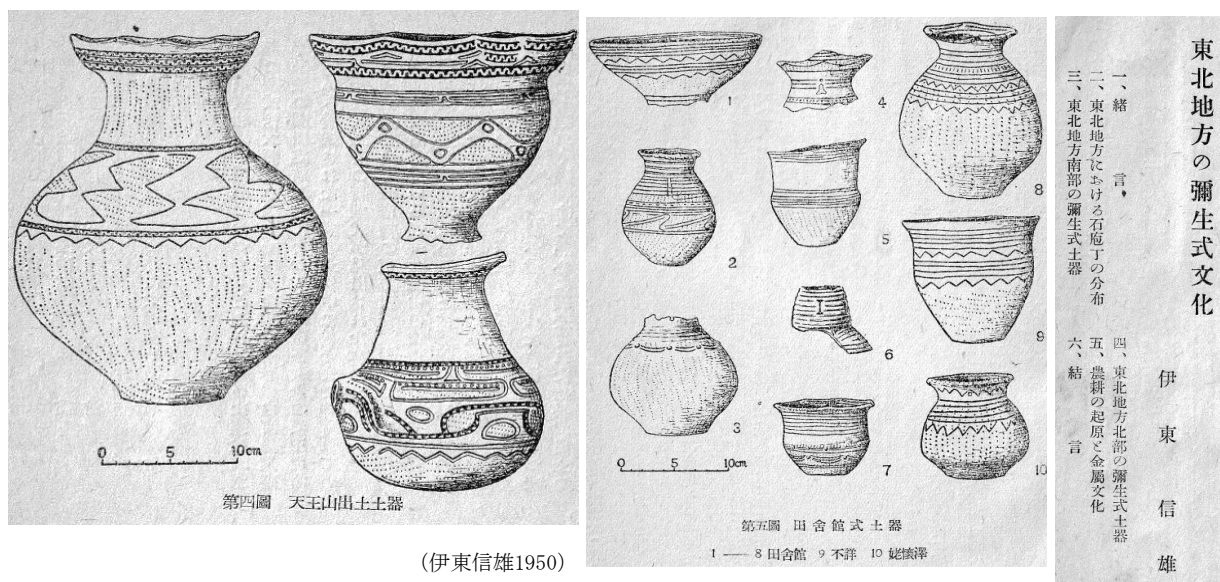


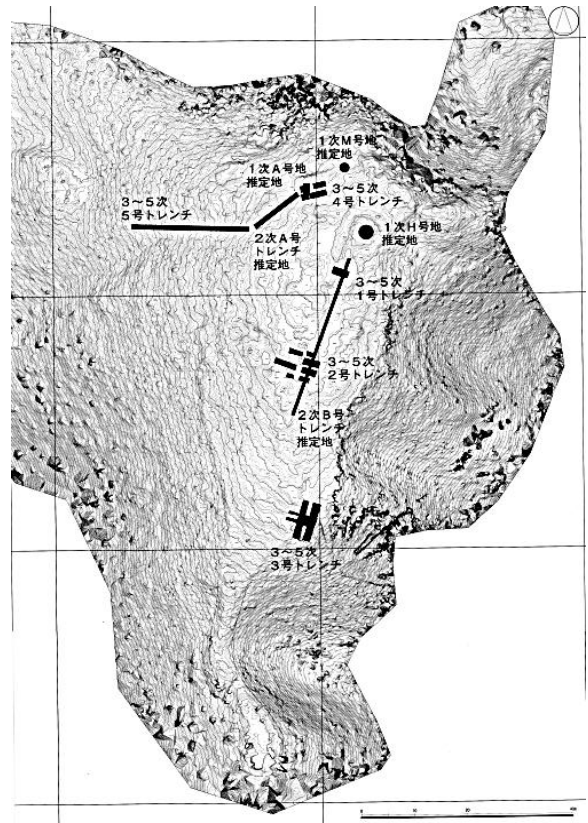
図2 1950年、藤田氏報告の前に「天王山式土器」を提唱した伊東信雄氏



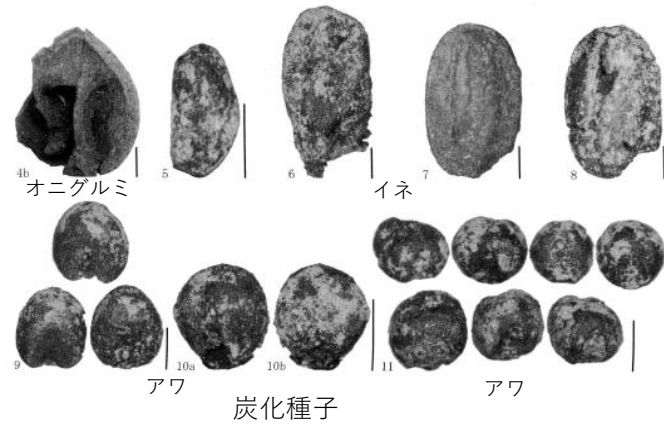
天王山遺跡と周辺の弥生時代後期の遺跡



竪穴住居（長方形の発掘区の中の白線）



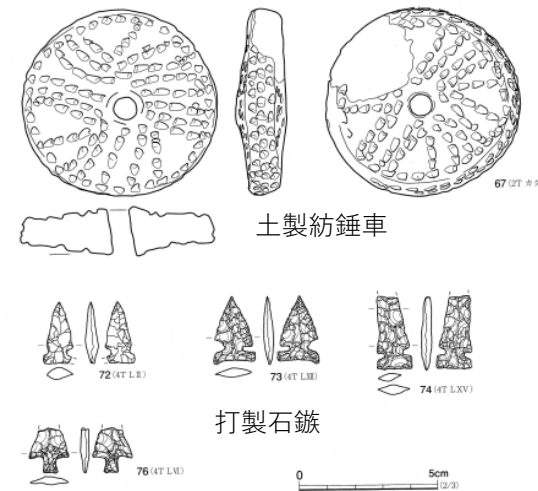
天王山遺跡の地形と再調査地点



炭化種子

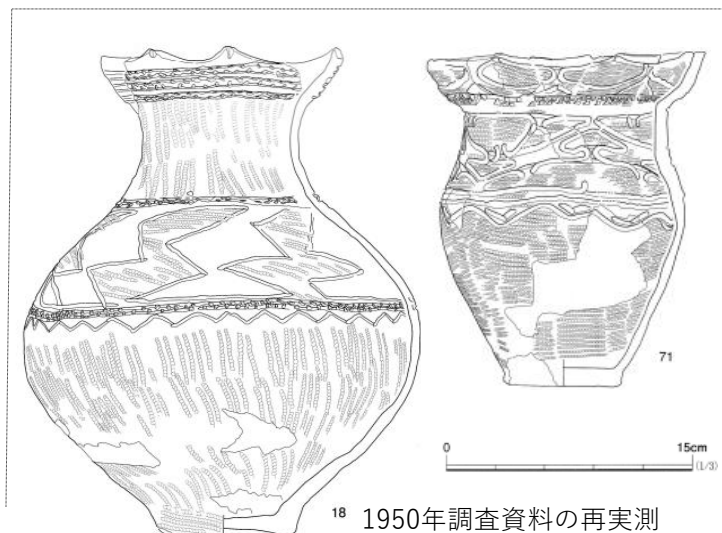


天王山式土器片



土製紡錘車

打製石鏃



18 1950年調査資料の再実測

図3 天王山遺跡の2016～2018年調査と出土資料・1950年資料の再検討（白河市2021）



図4 東北で最多の天王山式土器



図5 約80mも高い丘陵上に立地
(図4・5: 白河市2021)

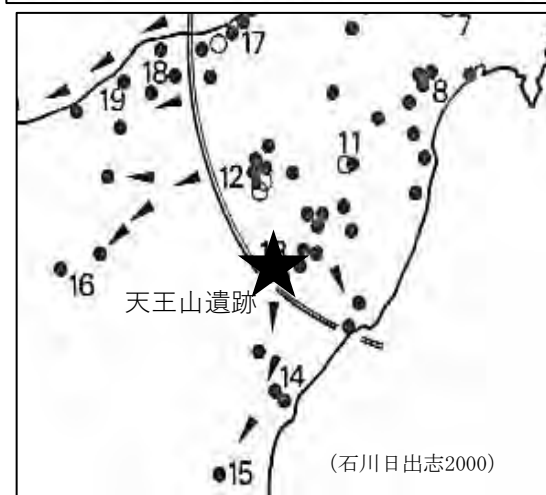
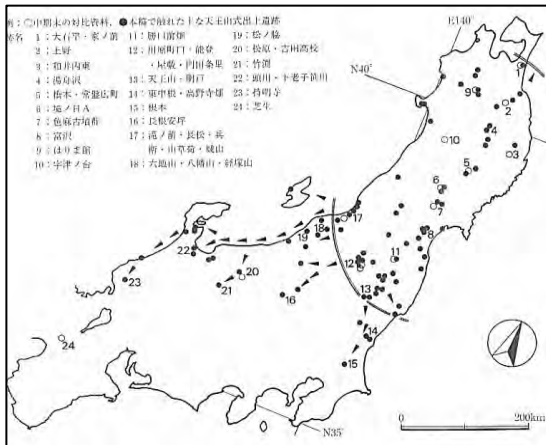


図6 天王山式土器分布圏最南端にある

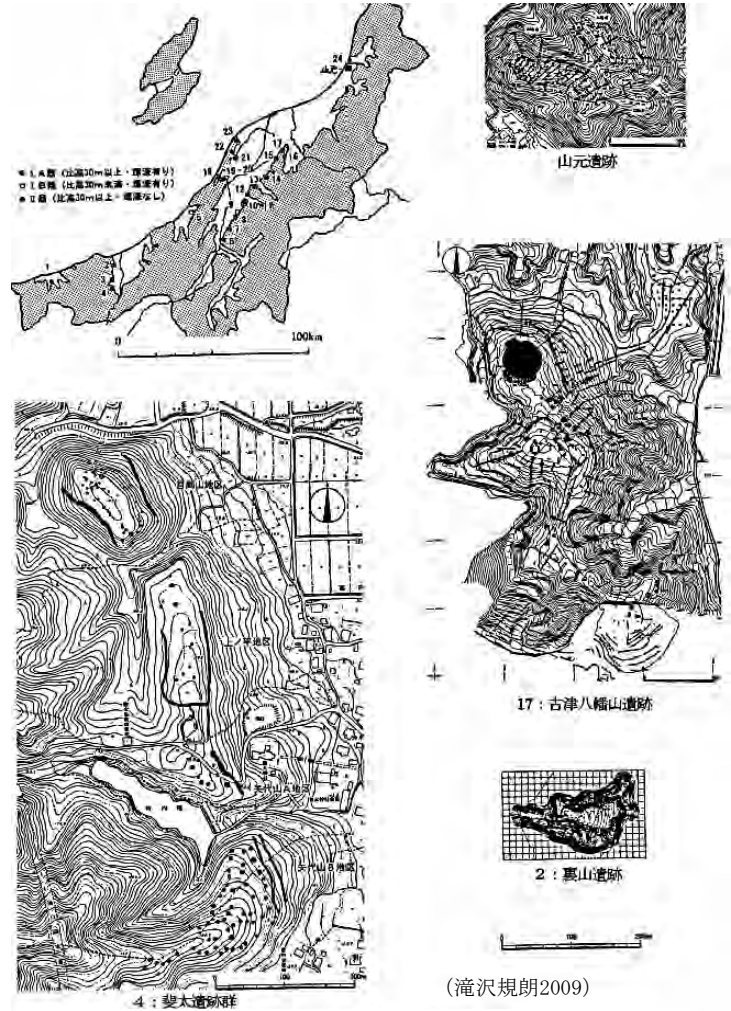


図7 新潟県域・弥生時代後期の高地性集落

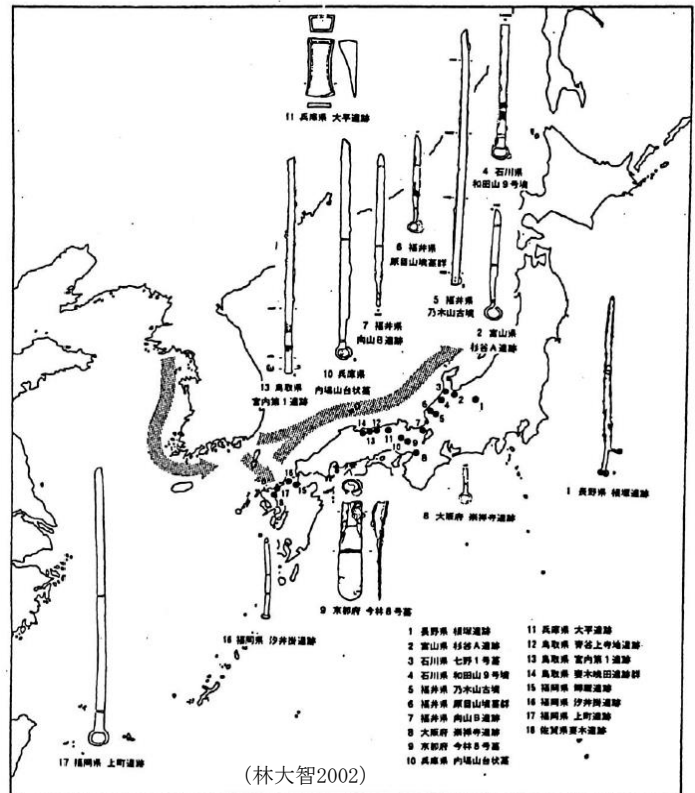


図8 弥生後期後半・日本列島に鉄製武器流入

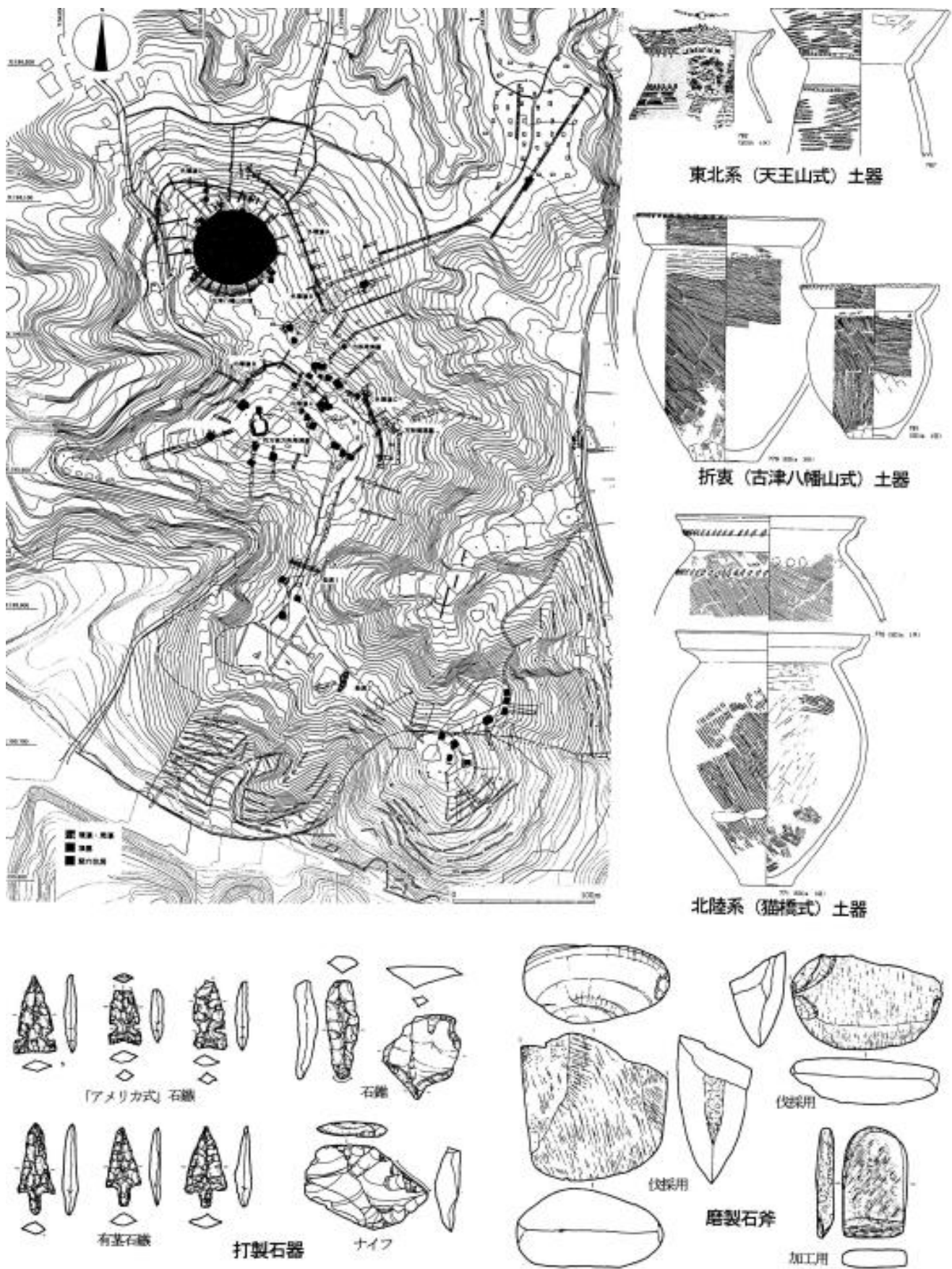


図9 国史跡・新潟市古津八幡山遺跡：活用のモデルケース（渡邊朋和ほか2001）

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

①地域における文化財の総合的な保存・活用

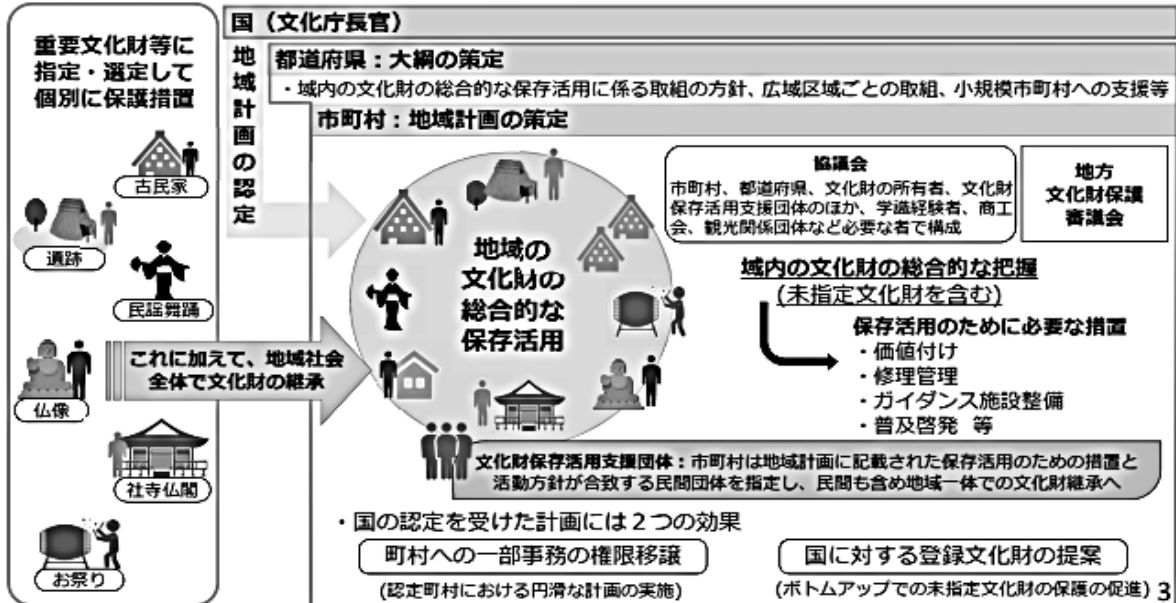


図10 文化財保護法H30改正の「文化財の保存と活用」イメージ図（文化庁2018）



特別史跡・静岡市登呂遺跡（石川撮影）



特別史跡・佐賀県吉野ヶ里遺跡（石川撮影）

図11 史跡を育む：遺跡と地域の個性を活かすことが活用のカギ